

マイナンバー制度 通知カードは 大切に保管を！

◆問い合わせ
住民課住民班

☎(84)1214

◎「通知カード」が届いたら
確認をお願いします

マイナンバーの「通知カード」がお手元に届いたら、記載されている内容を確認し、大切に保管してください。

◎通知カードが届かなかったとき

「通知カード」の配達時に長期不在などで受け取りができなかった方は、役場で一時的にお預かりしています。

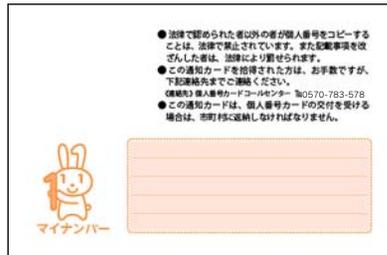
お預かりしている方には、後日、住民課から受領についての通知が郵送されますので、受領方法を確認し、住民課へお越しください。

◎記載内容に変更があったときは手続きが必要ですが

引っ越しなどで「通知カード」に記載されている内容に変更があったときは、14日以内に「通知カード」に記載事項の変更(裏書き)を

する必要はありませんので、お住まいの市町村に届け出てください。

(通知カードおもて面) みほん (通知カードうら面)



※当町では、住民票の写しなどのコンビニ交付は行っていないため、「個人番号カード」を取得してもご利用できません。

住基カードをお持ちの方へ

現在、発行済みの「住基カード」は平成28年以降も利用できますが、「個人番号カード」とあわせて持つことはできません。

「住基カード」をお持ちの方が「個人番号カード」を申請した場合は、「住基カード」と引き換えに交付されます。

◎住基カードの申請

「住基カード」の申請は、12月22日(火)で終了します。※代理申請や写真入りの身分証明書がなく、照会書で申請する場合は、12月17日(木)が申請期限です。

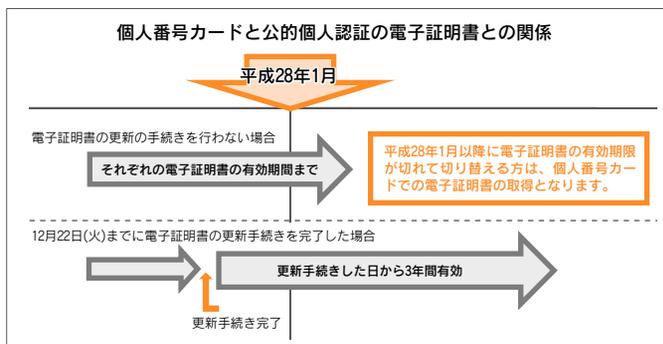
◎公的個人認証の電子証明書を利用している方

現在、「住基カード」に格納されている電子証明書の有効期間は3年となっています。

平成28年1月から電子証明書を格納した「個人番号カード」が発行されるため、現在お持ちの電子証明書の更新手続きは、12月22日(火)までとなります。

「個人番号カード」の交付は、申請して即日発行はできないため、希望日までに交付できないこともありま。e-Taxで平成27年の確定申告を予定している方はご注意ください。

詳しくは、総務省の公式サイト「公的個人認証サービス」による「電子証明書」をご覧ください。



個人番号カード・通知カードの問い合わせ

◎公式サイト・個人番号カード総合サイトで検索

◎個人番号カードコールセンター
☎0120(95)0178
月～金曜日
午前9時30分～午後10時
土・日曜日、祝休日
午前9時30分～午後5時30分
※年末年始を除く。

個人番号の不正利用等による被害を受けないために

- ①法律で定められた場合以外には他人に個人番号を教えない。
- ②「通知カード」や「個人番号カード」を不必要に持ち歩いたり他人に見せたりしない。

③情報漏えい等が発生した場合は、住所地の自治体に個人番号の変更を求めるなど、日ごろから注意を払う。

◎特定個人情報保護委員会苦情あつせん相談窓口 ☎03-6441-3452
受付時間：午前9時30分～正午 午後1時～5時30分 ※土・日曜日、祝休日と年末年始を除く。

◆問い合わせ 消費生活相談室 ☎84-1233

